

浄化槽法

1. 案内情報

手続名：工場で製造される浄化槽の型式の認定

手続根拠：浄化槽法第 13 条

手続対象者：浄化槽を工場において製造しようとする者

提出時期：浄化槽を工場において製造しようとするとき（試験的に製造する場合は除きます。）

提出方法：申請書を作成し、必要な図書を添付して、申請者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局（主たる事務所の所在地が北海道の場合は北海道開発局、沖縄県の場合は内閣府沖縄総合事務局）へ提出してください。

手数料：基本型式 一型式につき 5 万円

類似型式 一型式につき 5 千円

添付書類・部数：次の(1)から(10)までの図書を添付して国土交通省各地方整備局長あて（主たる事務所の所在地が北海道の場合は国土交通省北海道開発局長あて、沖縄の場合は内閣府沖縄総合事務局長あて）1 部。

なお、申請する浄化槽が建築基準法第 68 条の 10 第 1 項に規定する型式適合認定を受けているものである場合は、当該型式適合認定書の写しを添付すれば(1)から(6)までの図書を、申請する浄化槽が建築基準法第 68 条の 11 第 1 項又は第 68 条の 23 第 1 項に規定する型式部材等製造者認証に係るものである場合は、当該型式部材等製造者認証書の写しを添付すれば(1)から(8)までの図書を省略することができます。

(1)処理方式及び処理能力を記載した書面

(2)構造図

(3)仕様書

(4)計算書

(5)処理工程図

(6)浄化槽の構造基準に係る試験の結果を記載した書面

(7)製造方法及び製造設備の概要を記載した書面

(8)検査方法及び検査設備の概要を記載した書面

(9)施工要領書

(10)維持管理要領書

申請諸様式：申請書様式

記載要領・記載例：下記相談窓口にお問い合わせください。

2. 窓口情報

提出先：

[北海道]

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目
北海道開発局事業振興部都市住宅課 (代)011-7090-2311

[青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県]

〒980-8602 仙台市青葉区二日町9番15号
東北地方整備局建政部都市・住宅整備課 (代)022-225-2171

[茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県]

〒330-9724 埼玉県大宮市北袋町1丁目21番2
関東地方整備局建政部住宅整備課 (代)048-601-3151

[新潟県・富山県・石川県]

〒951-8505 新潟市白山浦1丁目425番の2
北陸地方整備局建政部都市・住宅整備課 (代)025-266-1171

[岐阜県・静岡県・愛知県・三重県]

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-4-7
中部地方整備局建政部住宅整備課 052-211-6503

[福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県]

〒540-8586 大阪市中央区大手前1丁目5番44号
近畿地方整備局建政部住宅整備課 (代)06-6942-1141

[鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県]

〒730-8530 広島市中区上八丁堀2番15号
中国地方整備局建政部都市・住宅整備課 (代)082-221-9231

[徳島県・香川県・愛媛県・高知県]

〒760-8554 高松市福岡町4丁目26番32号
四国地方整備局建政部都市・住宅整備課 (代)087-851-8061

[福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県]

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目
九州地方整備局建政部都市・住宅整備課 (代)092-471-6331

[沖縄県]

〒900-8530 那覇市前島 2 - 21 - 13

沖縄総合事務局開発建設部建設行政課 (代)098-866-0031

受付時間：下記相談窓口にお問い合わせください。

相談窓口：住宅局建築指導課 03 - 5253 - 8111

3 . 手続情報

審査基準：建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例で定める浄化槽の構造基準に適合すること

標準処理期間：1～2ヶ月（申請内容によって異なる場合があります。）

不服申立方法：行政不服審査法による

収入印紙
消印しないで
下さい

浄化槽法第 13 条第 1 項の規定に基づく認定申請書

平成 年 月 日

〔 国土交通省 地方整備局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
〕
殿

住 所

氏 名 [法人にあつては、名称及び代表者の氏名] 印

下記の浄化槽について、浄化槽法第 13 条第 1 項の規定に基づく認定を受けたいので、
関係書類を添えて申請します。

記

1 浄化槽及び工場の名称等

浄化槽の名称	工場の名称及び所在地

2 基本型式がある場合は、その名称及び認定番号

添付図書

- (1) 処理方式及び処理能力を記載した書面
- (2) 構 造 図
- (3) 仕 様 書
- (4) 計 算 書
- (5) 処理工程図
- (6) 浄化槽の構造基準に係る試験の結果を記載した書面
- (7) 製造方法及び製造設備の概要を記載した書面
- (8) 検査方法及び検査設備の概要を記載した書面
- (9) 施工要領書
- (10) 維持管理要領書

備 考 建築基準法第 68 条の 10 第 1 項の認定を受けた型式の型式適合認定書の写しを添付した場合は(1)から(6)までの図書を、同法第 68 条の 11 第 1 項又は第 68 条の 23 第 1 項の認証を受けた者が製造する浄化槽(当該認証に係るものに限る。)に関して型式部材等製造者認証書の写しを添付した場合は(1)から(8)までの図書を省略できます。